

大分県が発注する委託業務における賃金スライド制度の概要

1. 目的

契約締結後の想定を上回る大幅な労務費の変動に対応できるよう、大分県が発注する全ての委託業務に、労務費の変動に応じた金額変更を可能とする賃金スライド制度を導入するもの

2. 対象

次のアからエの全てを満たすもの

ア 大分県が発注する委託業務のうち、契約締結時の見積書等において、労務単価、契約数量・工数が明示されている業務

※なお、最低価格落札方式の競争入札により契約の相手方を決定する場合など契約手続きにおいて、受注者が県に対し労務単価等が記載された見積書等を提出することが想定されていない業務も対象とします。

イ 残業務期間が賃金スライドの基準日において2か月以上ある業務

ウ 労務単価変動後の残契約金額と変動前残契約金額との差額が、変動前残契約金額の10/1000を超えていること

エ 受注者において、県発注業務に従事する者の賃上げが実施されること

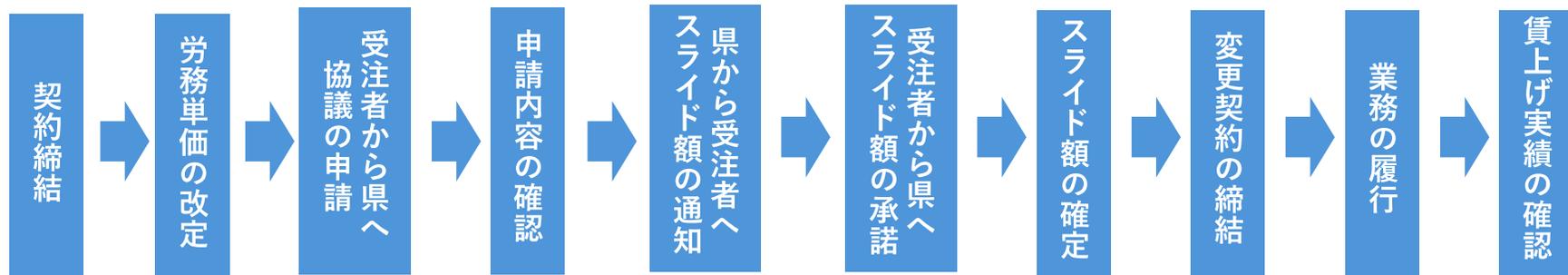
3. 算定方法

次の算定式で算出したA、Bの額で小さいほうの金額

A. 委託料総額のうち労務費分 × (変動後の労務単価 / 変動前の労務単価 - 受注者負担1%) × (残業務量 / 総業務量)

B. 基準日から履行完了までの間に、受注者において、県発注業務に従事する者の賃上げに要した経費

4. 手続きの流れ



賃金スライド条項の適用ができない場合

一式表示ではないが労務単価の記載がない

見積書				
大分県知事 ○○○○ 御中		見積日 令和7年3月30日		
件名 納期 令和8年3月31日 支払条件 月末締翌月末払 有効期限 御見積後1か月		◆◆株式会社 〒870-0000 大分県***** 代表取締役 △△△△ TEL: 097***** 担当:		
合計	407,000 円 (税込)			
摘要	数量	単位	単価	金額
浄化槽点検・維持管理業務				
・法定点検 (年1回)	1	回	50,000	50,000
・月次点検 (月1回)	12	回	10,000	120,000
・浄化槽内清掃 (年2回)	2	回	100,000	200,000
			小計	370,000
			消費税	37,000
			合計	407,000

賃金スライド条項の適用ができる場合

労務単価の記載があり、業務量が確認できる

見積書				
大分県知事 ○○○○ 御中		見積日 令和7年3月30日		
件名 納期 令和8年3月31日 支払条件 月末締翌月末払 有効期限 御見積後1か月		◆◆株式会社 〒870-0000 大分県***** 代表取締役 △△△△ TEL: 097***** 担当:		
合計	407,000 円 (税込)			
摘要	数量	単位	単価	金額
浄化槽点検・維持管理業務				
(1) 法定点検 (年1回)	1	式	50,000	50,000
・作業員 (3名・半日・15,000円/日)	3名×0.5日		15,000	22,500
・点検手数料 (▲▲検査センターへ納付)	1	式	20,000	20,000
・検査試薬等	1	回	7,500	7,500
(2) 月次点検 (月1回)	12	回	10,000	120,000
・作業員 (2名・2時間・15,000円/日)	2名×0.25日×12回		15,000	90,000
・検査試薬等	12	回	2,500	30,000
(3) 浄化槽内清掃 (年2回)	2	回	100,000	200,000
・作業員 (4名・終日・15,000円/日)	4名×1日		15,000	60,000
・機材リース料	1	式	140,000	140,000
			小計	370,000
			消費税	37,000
			合計	407,000